

# 第 1557 条：性差別に対する個人の保護

---

第 1557 条は 2010 年の医療保険制度改革法の公民権に関する条項です。第 1557 条では、特定の健康維持プログラムや活動において、人種、肌の色、出身国、性別、年齢、障がいによる差別を禁止しています。第 1557 条の最終規制は、メディケアを受け入れる病院やメディケイドの支払いを受ける医者など、Department of Health and Human Services (HHS、保健社会福祉省) から援助金を受け取るあらゆる健康維持プログラムや活動に適用されます。また、マーケットプレイスに参加する健康保険マーケットプレイスや発行者、HHS 自体が管理する健康プログラムにも適用されます。

規制では、第 1557 条で禁止している性差別には以下に基づく差別が含まれていることを明記しています。

- 個人の性別
- 妊娠、出生、およびこれらに関連する医学的状态

## 性差別に対する保護

- 性別に基づいてヘルスケアや健康保険を拒否されることはありません。
- ヘルスケアや健康保険で女性も男性と同じように扱われなければなりません。
- 性別を特定した健康維持プログラムや活動は、事業者が極めて説得力のある正当性を証明できる場合、例えば、性別を特定した健康維持プログラムまたは活動が重要な健康に関連する目的または科学的目的を達成することに大いに関わっている場合にのみ許可されます。

第1557条に関する詳細情報は、[www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557](http://www.hhs.gov/civil-rights/for-individuals/section-1557)をご覧ください。